

駐在だよりはるにれ  
みんなであつこう 安心なまち

問合せ先  
池田警察署 ☎572・0110  
茂岩駐在所 ☎574・2013  
豊原駐在所 ☎574・2151  
大津駐在所 ☎575・2002

## 冬道での交通事故防止のポイント

◆スピードダウンと慎重な運転を  
冬道では、スリップによる正面衝突の交通事故が多発します。スピードダウンと路面状況に合わせた慎重な運転を心がけましょう。

◆余裕をもった運転を  
目的地までの道路状況や天候を確認して、時間に余裕を持った運転を心がけましょう。

◆「急」のつく運転操作は危険  
急発進・急加速・急ハンドル・急ブレーキといった「急」のつく運転操作はスリップにつながり大変危険ですのでやめましょう。

◆交差点の死角に注意  
交差点では「車が来ているかもしれない」「歩行者が横断しているかもしれない」と危険を予測して、徐行と安全確認を徹底しましょう。

◆悪天候に注意  
吹雪や大雪など悪天候時の運転は、吹き溜まりや視界不良による立ち往生等の危険が伴いますので、不要な外出は控えましょう。やむを得ず車で外出するときは、事前に道路情報の確認と防寒具やスコップ等を準備しましょう。

## 氷上釣りでの事故に注意!

◆水中転落事故の防止  
過去に十勝川や長節湖などの氷上での釣り中に、氷が割れて水中に転落する事故が発生しています。

冬期の水中転落事故は生死にかかわります。氷上で釣りをするときには「自分の身は自分で守る」ことを第一に考え、危険な場所には絶対に近づかないようにしましょう。

◆一酸化炭素中毒事故の防止  
閉め切ったテント内でストーブ等の火気を使用した釣りでは、換気不足による一酸化炭素中毒事故が発生するおそれがあります。

一酸化炭素中毒は、気づいたときには手遅れになっている可能性があるため、テント内、車内で火気を使用する際は、換気に注意するとともに、一酸化炭素チェッカーを使用しましょう。

冬の火災に注意!  
建物が乾燥すると燃えやすくなり、火災の原因は十分注意しましょう。

## 高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療と介護サービスの自己負担額の合計が限度額を超えたときは、その超えた額が医療保険および介護保険から支給されます。

なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。国保・後期

のみで対象見込みの方へ申請案内を送付します。

○医療保険または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となります。

○国保と後期の医療費は同一世帯でも合算されません(社会保険の方も同様です)。

○支給額が500円以下の場合には支給されません。

問合せ先  
北海道後期高齢者医療広域連合  
☎011・290・56001  
役場福祉課係  
☎574・2214

## 1年間の自己負担限度額表

(1年分の自己負担額の計算期間:8月1日~翌年7月31日)

70歳未満(後期加入者除く)	所得区分	自己負担額の合計の限度額
	所得 901 万円超世帯	212 万円
所得 600 万円超 901 万円以下世帯	141 万円	
所得 210 万円超 600 万円以下世帯	67 万円	
所得 210 万円以下世帯	60 万円	
	住民税非課税世帯	34 万円

70歳以上国保及び後期加入者	負担割合	区分				自己負担額の合計の限度額
		現役並み所得者世帯	現役Ⅲ 現役Ⅱ 現役Ⅰ	課税所得 690 万円以上 課税所得 380 万円以上 課税所得 145 万円以上	212 万円 141 万円 67 万円	
3割	一定以上所得者	一般Ⅱ	(※1)	56 万円		
		一般Ⅰ	(※2)			
1割及び国保	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(※3)	31 万円		
		区分Ⅰ	(※4)		19 万円	

※1 住民税課税世帯で同一世帯に課税所得 28 万円以上の被保険者の方がいる場合に「年金収入+その他の合計所得額が一定以上の方」  
 ※2 住民税課税世帯で一般Ⅱ(2割)に該当しない方  
 ※3 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方  
 ※4 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金収入のみの場合、その受領額が80万円以下)、または老齢福祉年金を受給している方

## とちち広域消防局災害情報案内について

とちち広域消防局では、十勝管内の災害情報をホームページに掲載し案内しています。スマートフォンで次の二次元コードを読み取ることで、直接「災害情報ページ」を確認できますので、ご利用ください。

また、このURL (<http://fire-tokachi.info/>) をブックマーク登録などをしていただくことで、常



に確認することができます。

また、令和5年2月1日から音声による災害情報案内の電話番号が変わります。

▽災害情報案内(音声) ※新規電話番号  
0155(22)2119

※2月1日午前9時から電話番号の切替作業を実施します。メンテナンス中は災害情報の案内は行っていません。

※旧電話番号は0180(99)1198

問合せ先  
とちち広域消防局情報指命課  
☎0155・260・9127  
豊原消防署庶務係  
☎574・2310

## NHK放送受信料の免除申請について

身体障害者手帳等をお持ちで、次の免除基準に該当する方はNHK放送受信料の減免が受けられます。福祉課窓口で申請できますので、お持ちの手帳と印鑑を持参してお越しください。

持ち物▽印鑑・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

身体障害者	知的障害者	精神障害者
<b>半額免除</b> ○視覚・聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主である場合 ○身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方が世帯主である場合	<b>全額免除</b> 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が町民税非課税の場合
○身体障害者手帳(1、2級)をお持ちの方が世帯主である場合	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所等により知的障害者と判定された方が世帯主である場合	精神障害者保健福祉手帳(1級)をお持ちの方が、世帯主である場合

問合せ先  
役場福祉課福祉係  
☎574・2214  
※大津支所でも申請できます

## 農業者年金のお知らせ

### 農業者年金に加入しませんか

農業者年金に加入した方から「制度を知っていたらもっと早く加入したの」との声があります。

農業者にとつて大変有利な制度です。よく理解をして早期加入で豊かな老後生活を過ごしましょう。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方は誰でも加入することができます。

◆制度の主な特性のは次のとおりです。

- ① 農業経営者、経営者の配偶者、後継者、後継者の配偶者など幅広い加入が可能です。
- ② 保険料は積立方式・確定拠出型のため安心な年金制度となっています。
- ③ 支払った保険料は、全額が所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。
- ④ 終身年金のため老後の年金生活が保証されています。

◆保険料は次のいずれかを選べます。

- ① 月額2万円から6万7千円までの範囲で選択でき、いつでも見直すことができます。さらに35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円からでも加入
- ② 39歳までに加入した方で一定の要件を満たす方は、保険料月額2万円(固定)に対して国庫補助(上限1万円)を受けることができます。ただし、国庫補助を受けられる期間を過ぎた場合は通常の保険料になります。
- ③ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(月額400円)への加入が必要になります。

◆農業者年金保険料を見直しましょう  
保険料は上限の6万7千円までの範囲内であれば、千円単位で変更は可能です。

また、翌年分を一括して支払う前納の仕組みもあります。

納めている保険料の金額を確認し、見直しをご検討される方は早めに農協の窓口で手続きを済ませましょう。

◆農業者年金についての相談  
年金加入、内容確認、年金受給など、いつでもお気軽にご相談ください。

問合せ先  
農業委員会事務局  
☎574・2218

広報とよころ  
▽後期高齢者医療制度のお知らせほか

議会だより

役場だより

▽駐在だよりほか

議会だより

役場だより